次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１９条第６項に基づく措置の実施の状況及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「女性活躍推進法」といいます。）第１９条第６項に基づく取組の実施状況並びに同法第２１条に基づく女性の活躍に資する情報を以下のとおり公表します。

●次世代育成支援対策推進法第１９条第６項及び女性活躍推進法第１９条第６項関係

項	取組内容	令和７年度実績
1	育児休業の制度の周知を図り、制度に対する職員の理解を高め、育児休業を取得しやすい環境の整備等を行います。 数値目標 女性の育児休業取得対象者に対して取得率を１００％にします。 男性の育児休業取得対象者に対して取得率を５０％（３日以上）にします。	育児休業取得率 女性 取得対象者　２人 取得者　２人 男性 取得対象者　０人
2	妻の出産・妊娠による男性職員の特別休暇制度を周知し、職員の積極的な制度活用に努めます。	特別休暇取得対象者数 ０人
3	仕事と家庭が両立できるようワークライフバランスの実現を支援し、また職員の健康管理の面からも時間外勤務の縮減を図ります。 数値目標 総時間外勤務時間数　年３，０６７時間 一人当たり平均　年１０８．９時間	総時間外勤務時間数 年　２，８３０時間 ７．７％減 １人当たり平均 年　１０４．８時間 ３．８％減
4	家族との触れ合いのための年次休暇の取得促進を図ります。 数値目標 職員全体の年次休暇の平均取得日数を１６日以上にします。	１７．８日

●女性活躍推進法第２１条関係

項	項目	現状	備考
１	職員に占める女性職員の割合	５５．９％	R8.4.1 時点
２	男女別の育児休業取得率	第１９条第６項関係の１項のとおり	
３	男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率	第１９条第６項関係の２項のとおり	
４	超過勤務の状況 （１人当たりの時間外勤務時間数）	１２．９時間/月	
５	１人当たりの年次有給休暇取得日数	第１９条第６項関係の４項のとおり	
６	管理職の女性割合	３３．３％	R8.4.1 時点